泉南市公民連携推進による まちづくり基本指針 (案)



2025 年3月 泉南市成長戦略室

目次

はじめ	かに	1
第1章	本市の公民連携の考え方	2
1.	泉南市が目指す四方良し⇒クワトロウィンの公民連携	2
2.	本市における公民連携とその課題	2
3.	本指針における攻めの公民連携	3
4.	公民連携の必要性と期待される5つの効果	4
5.	公民連携の基本原則	5
6.	本市が目指す公民連携のあり方	5
6-1、	めざす姿	5
6-2、	現状·課題	6
6-3、	対応策	7
第2章	5 公民連携を推進する仕組み	8
1.	公民連携デスク	8
2.	公民連携プラットフォーム	9
3.	知見の蓄積、情報発信 1	1
4.	公民連携を優先した考え方1	2
5.	民間からの提案がしやすくなる仕組み1	2

はじめに

直面する人口減少の急速な進行や財政状況の悪化、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症のリスク、デジタル社会の到来による新しい生活様式への対応など、行政だけの力では、複雑多様化する社会課題や地域課題、市民のライフスタイルの変化への対応が困難となる時代が到来しています。そのため、行政課題だけに留まらず、社会・地域の課題解決や活性化を図るためには、市と市民、そして事業者やNPO等の各種法人、教育機関等(以下「事業者等」という。)が連携して取り組むことが不可欠であり、従来の枠組みを超えた包括的な取り組みを展開していく必要があります。

社会・地域課題の大きな要因となる人口減少や空き家・空き店舗の対策、さらにはそれに伴う経済の停滞や税収減を防ぐためには、まず、市において各種課題やニーズを正確に把握する必要があります。また、これらの課題を解決するためには、市だけではなく市民や事業者等の積極的な参画が必要であり、市民の声に耳を傾け、地域のニーズを十分に理解することが重要です。

そのため、泉南市ではこのたび事業者等との協働や共創による公民連携の基礎となる指針を整備 し、積極的な対話と連携を推進していくこととしました。

社会・地域課題の解決や活性化に取り組むため、市において公民連携を一元的に推進する窓口・担当者を設置するとともに、定期的な研修やワークショップ、イベントを通じて、地域の関係者が一堂に会し、情報の共有や意見交換が円滑に行われる環境を整備・創出します。

また、公民連携における役割分担と責任の明確化を図るため、公民連携のプロセスや目標を明確 にし、各関係者が責任を持って取り組むことを促します。さらに、成果の評価やフィードバックを通じ て、取り組みの効果を確認し、必要に応じて改善を行っていきます。

加えて、これまでの行政からの発案に加え、事業者等から逆提案ができる仕組みを構築し、民間が持つノウハウやアイデアを最大限に生かすことで、地元企業等の成長とまちの発展を促していきます。

最後に、泉南市では持続可能な地域社会の実現を目指し、公民連携により行政、市民、そして事業者等が連携して地域の活性化や課題解決に向けた取り組みを展開していく一方で、地域の活性化や課題解決は一時的な取り組みでは効果が上がらないことから、長期的な視野で取り組む体制を構築することとします。

第1章 本市の公民連携の考え方

▌1. 泉南市が目指す四方良し⇒クワトロウィンの公民連携

本市では、SDGs や CSR¹など社会課題の解決に取組む事業者等に着目し、「公」と「民」がお互いの 強みを提供し合い、Win-Win となる関係を築きながら、行政、事業者等、市民、そして社会全体や未来² に対して、すべてにメリットのある「四方良し=クワトロウィン」の公民連携を目指します。

■2.本市における公民連携とその課題

「公民連携」の定義は一様ではなく、PFI や指定管理者制度などの PPP をはじめとして様々な取組みに対して「公民連携」という言葉が用いられます。

本市においては、これまで各担当部局の取組みにより、積極的な公民連携を推進してきました (表1)。

しかし、これまでの連携は、各担当課が単独で事業の詳細をあらかじめ設計した上で事業者等を募集するような形の行政主導・単一テーマの連携が多く、その結果、複数の部門にまたがる行政課題や市役所の責任範囲を超えた地域課題に対して事業者等の持つノウハウやアイデアを最大限に活かしきれないなどの課題がありました。

(表1)これまで本市において実施されている主な公民連携(PPP)の類型

公民連携の類型	公民連携の種類	主な事例
公共サービス提供	指定管理者制度	市民体育館、文化ホール、総合福祉センター、
型		共立火葬場
	PFI	都市公園(泉南りんくう公園)
	民営化	旧4保育所
	民間委託	ふるさと納税、給食調理委託、学校水泳授業支援、公
		園管理委託など
	公園設置管理許可	グラウンドゴルフ場、なみはやグラウンド管理など
公有財産活用型	広告事業	暮らしの便利帳、窓口用封筒など
	財産活用	公園予定地活用事業(民設プール)、ESCO事業(総合
		福祉センター)、ソーラーカーポート設置など
連携共創型	連携協定	防災、空き家対策など
	実証実験	オンデマンド交通、防災 DX、窓口用多言語化アプリな
		ど

¹ 企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある 行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方

_

² 泉南市と連携・共創する企業、泉南市民以外の社会全般を指します

3.本指針における攻めの公民連携

本指針では、(表1)に分類されるすべての手法を対象として、

窓口を一本化または明確化し、

民間の方々が、本市との協働により社会・地域課題の解決に向けた取組みがしやすい体制づくり を構築します。

また、これまでのいわゆる「行政による発意」を軸とした公民連携に加え、「民間による発意」を取り

入れることにより、民間のより主体的な 参画や発意を求め、市と事業者等が双 方向の対話を通じて、それぞれのノウハ ウやアイデアを最適な形で組み合わせる ことにより、優れた公共サービスを効率 的かつ持続的に提供していく体制を構 築します。そのためにも、これまでの連 携手法にとらわれることなく、民間のポ テンシャルを最大限に活用する仕組み を構築し、民間の優れたアイデアを広く 募り、これらを新たな公民連携に取り込 むことによる

行政 (市役所) 市役所) すべてにとってWin-Winとなる公共の創造 クワトロウィンの 公民連携 事業者等 (企業・NPO等法人、教育機関等)

(図1) 本市「公民連携」の定義

「攻めの行政運営」

を推進していく必要があります。

そこで、本指針では本市の「公民連携」を次のとおり定義します(図 1)。

複雑化する行政課題や地域課題・社会課題の解決を目指すため、民間(事業者、NPO等の法人、教育機関等)と市が事業の検討段階から対話を行い、互いの有するノウハウ、アイデアを集結することで、市民、民間、市に加え、それ以外の社会・未来全般においてもWin-Win(クワトロWin)となる優れた公共を創造するための戦略と手段

4.公民連携の必要性と期待される5つの効果

これまでに述べたように、複雑化する各種課題の解決を目指すためには、公民連携は有効な手段といえます。

公民連携を実施することにより、市と民間の有するノウハウ・アイデアを結集し、優れた公共サービスを効率的かつ持続的に継続することで、以下の課題の解消が期待されます(図 2)。

(1)公共サービスにおける質の維持・向上

市と民間の有するノウハウ・アイデアを結集することで、優れた公共サービスを効率的かつ持続的 に継続できることが期待されます。

(2)新たなビジネス創出

公民連携により、これまで行政が担ってきた業務のビジネスへの置き換えのほか、地域・社会課題 解決に向けた新たなビジネスの創出が期待されます。

(3)地域経済の活性化

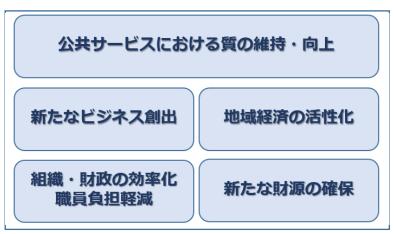
公民連携による新たな事業の創出や公有財産の民間活用などを通じて、地域における雇用の創出や事業者等の発展などに繋げることで、地域経済の活性化が期待できます。

(4)組織・財政の効率化、職員負担軽減

個別分野における視点では効果的な解決策を見出すことが難しい課題についても、民間の視点から組織全体にわたる最適化のアイデアが期待できます。また、新たに提供する公共サービスについても事業者等のノウハウ・アイデアを活用することで行政負担の軽減が期待できます。

(5)新たな財源の確保

事業者等の視点を活かした公有財産の利活用を図ることや受益者負担を求めることで、新たな歳 入の確保が期待できます。



(図2)公民連携推進による5つの効果

5.公民連携の基本原則

公民連携を効率的かつ持続的に推進していくため、以下の4つの基本原則を定めます。

■基本原則1 対等の原則

従来、市と事業者等の関係は、多くの事業において「行政主導で条件を提示し、事業者等は市から提示された条件に従い事業実施する」というものでしたが、公民連携においては対等なパートナーとして協力し合うことの必要性を理解し、お互いが主体的に取組んでいきます。

■基本原則2 目標共有の原則

事業の目標について「社会・地域課題の解決、公共サービスの向上、地域経済の発展等」の観点から、事業者等と共に目標を設定し、事業を構築していきます。

■基本原則3 対話の原則

事業の検討段階から事業者等と対話を行い、双方の有するノウハウやアイデア等を結集させ、効果的に課題を解決するための方法を模索しながら、制度設計や事業実施をしていきます。

■基本原則4 Win-Win の原則

公民連携による事業を持続させるために、事業者等の行動原理や考え方を理解した上で、その事業から得られるメリットの内容を意識し、お互いが Win-Win となる関係を構築します。

6.本市が目指す公民連携のあり方

6-1、めざす姿

「4.公民連携の必要性と期待される効果」の達成度を高めるため、以下の5つの観点において目指す姿を整理します。

●課題の洗い出しと明示

✓ 市が抱える課題について、各担当部局による「見える化」がなされ、公民連携を通じた課題解決への意欲が示されている

2事業の検討

✓ 多様な事業者等から、市の抱える課題に対し、効率的に解決するための提案を受けており、事業 者等の持つアイデアやノウハウを有効に活用し、事業の検討が出来ている

|8組織の認識

✓ 「公民連携は課題解決において有益な手法であり、誰もが取組めること」という意識が根付いて おり、各部署で所管している事業に公民連携を活用することが恒常化している

4組織の知見

✓ 様々な公民連携による実績により、蓄積されたノウハウやパターンが体系化され、公民連携に不 慣れな職員にも理論的に伝えることが可能となっている

5組織の体制

- ✓ 担当部署が主体的に公民連携を行っており、必要に応じて公民連携推進に関する総合調整を行う専門部署が支援を行っている
- ✓ 分野横断的な事業についても、専門部署が調整役を担い、多様な関係部署が密に連携・協力し、 事業実現に向けて積極的に取組んでいる

6-2、現状·課題

「6-1、めざす姿」実現のために克服すべき「現状・課題」は以下のとおりです。

●事業の検討

- ✓ 行政が保有す情報の分析等を行い、課題の掘り起こしや見える化ができていない。
- ✓ 公民連携に対する市の姿勢や市の抱える課題を対外的に発信できていないため、事業者等が連携の可能性を検討することが困難であり、その結果、事業者等のアイデアやノウハウを取り入れた事業検討ができていない
- ✓ 事業者等にとって、提案先部署が分かりにくく、提案に至っていない可能性がある

2組織の認識

- ✓ 本市における成功事例が整理されていないため、公民連携の有効性を必ずしも実感していない
- ✓ 市としての基本的なルールやプロセスが定められておらず、事業者等との連携について公平性 の確保などが懸念事項となっている
- ✓ 事業の実現にあたっては新たな知識が必要となるため、担当部署が主体となり事業を実施する ことに必ずしも積極的ではない

❸組織の知見

✓ 組織横断的に取り組んだ公民連携の事例が多くないため、公民連携を推進するための知見に 乏しい

●組織の体制

- ✓ 提案があった場合には、提案を受けた部署において個別に対応しているが、公民連携を進める ための人的余裕がない場合がある
- ✓ 組織横断的な公民連携の場合、明確な調整役を担う部署がない

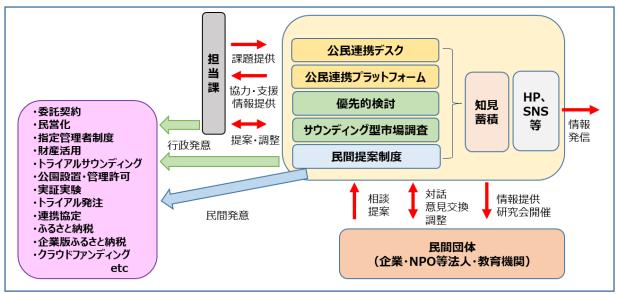
6-3、対応策

前述の「現状・課題」を踏まえ、第2章により窓口体制及び制度を整備し、公民連携を推進していきます。

これらにより、事業者等・担当部署が公民連携に取組みやすくすることで、公民連携の機会を増やしていきます。 多様な公民連携の実績を積み重ねることにより、「公民連携は有益であり、誰でも取組めること」という意識の浸透に繋げ、「6-1、めざす姿」 の実現に近づけていきます。

第2章 公民連携を推進する仕組み

第1章「6-3 対応策」として、以下の取組みを実施します(図2)。

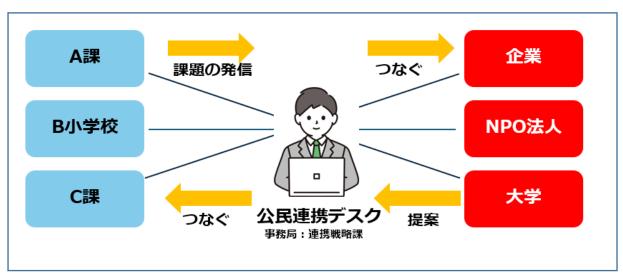


(図2)本市公民連携における目指す姿のイメージ

1. 公民連携デスク

本市の公民連携推進に関する総合調整を行い、担当部署と事業者等との橋渡しをする公民連携窓口 「泉南市公民連携デスク」を成長戦略室連携戦略課内に設置します(図3)。

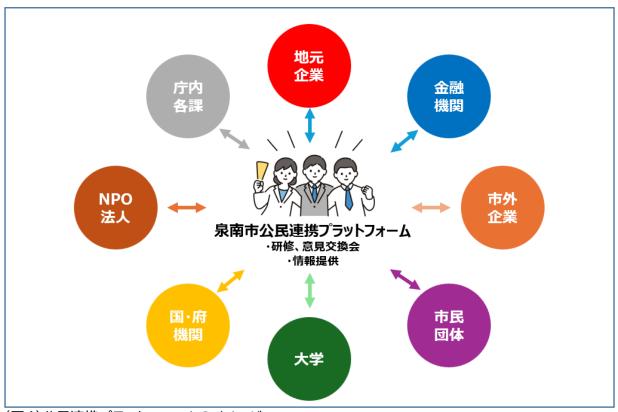
「泉南市公民連携デスク」を通じて、市は公民連携に取組みやすい環境を整備し、成功体験を増やしていくための取組みを推進します。



(図3)公民連携デスクのイメージ

■2.公民連携プラットフォーム

多くの事業者等からの提案に繋げるため、「市と積極的に公民連携を推進していく意欲がある事業者等」を「パートナー」として登録し、以下の取組みを行うことで市と事業者等とのネットワークの強化を図り、公民連携の積極的な活用を促進します(図4)。



(図4)公民連携プラットフォームのイメージ

■事業者等同士と市による意見交換の場の設置、サポート

市の職員と市内外事業者等の合同による研修会や意見交換会を実施し、直接的な交流の機会を設けることで、市と事業者等のネットワークを構築するとともに、相互の姿勢や考え方の理解に繋げます。また、複数事業者等が一堂に会することで事業者等同士のネットワーク構築や共同提案等に繋がることにも期待します。

研修会・意見交換会では、時勢に合わせたテーマ等を設定し、解決のためのアイデアを生み出すことを目指します。また、本市の連携事例や最新情報を共有し、事業者等が効果的な提案を検討するきっかけとなることを目指します。

■市からの情報提供

パートナーシップ制度登録事業者等に対して、公民連携を推進する上で有益だと考えられる情報をメール等にて発信します。

■本市公民連携事例

事業実施後に事業概要やその効果を発信することで、更なる民間提案に繋げます。

■国等からの有益な情報

公民連携に関する新たな制度や先進事例を共有することで、パートナーシップ登録事業者等が常に最新の情報を把握できるようにします。

■サウンディング型市場調査、民間提案、プロポーザルの募集開始のお知らせ

課題解決に向けた提案募集をホームページで公表し、事業者等の閲覧を待つだけではなく、事業者等に直接お知らせすることで、パートナーシップ制度登録事業者等が円滑に情報を受け取れるようにします。

■公民連携関連のイベント情報のお知らせ

公民連携に関するイベント等の開催情報などをお知らせします。

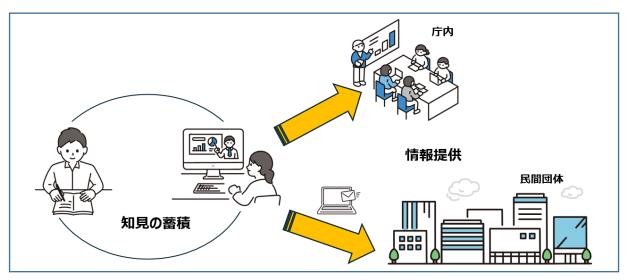
<公民連携プラットフォームへの登録要件>

以下のいずれにも該当しない事業者等であることが必要です。

- (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3.知見の蓄積、情報発信

多様な公民連携事業から得た知見に基づき、本指針を改善していきます。また、知識や経験の少ない職員であっても、事業に取組みやすくなるように、公民連携に取組む上でのポイントや参考となる事例等を集約した知見集を整備します。さらに、蓄積された知見を職員、事業者等に広く周知し、公民連携事業の促進を図ります(図5)。



(図5)公民連携プラットフォームのイメージ

■庁内に向けた情報発信

公民連携に対する考え方が全職員の共通認識となるように、公民連携を活用した部署の声や施策の 推進状況などを庁内へ広く周知します。また、成功事例や組織・職員としての心構えを説明する機会を 設けます。

■事業者等に向けた情報発信

市の公民連携に対する考え方を発信し、取組姿勢や目的を理解してもらうことで、効果的な提案・対話に繋げます。また、公民連携による事業の実績及び効果を発信し、市の公民連携に対する意欲や事業者等のメリットなどを広く周知します。

■4.公民連携を優先した考え方

内閣府において、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和 3 年 6 月 18 日に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が改定され、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められる地方公共団体を、人口 20 万人以上の団体から人口 10 万人以上の団体とすることとされています。本市はこれに該当しないものの、、これらは、人口規模に係わらず有用な内容も含まれると考えられることから、本市においても基本的な考えとして以下のとおり定めます。

■優先的検討

公共施設等の基本構想策定や各種サービス提供の運営についての方針の見直しを行う場合、公民連携による手法の導入が適切かについて、従来型手法に優先して検討を行うことを基本とします。その中において、民間活力導入が優れていると判断した場合においては、公民連携による事業の実現を図ります。

■ 5.民間からの提案がしやすくなる仕組み

公民連携デスクや公民連携プラットフォームにおける民間との意見交換による公民連携の推進に加え、4.公民連携を優先した考え方を基本として、民間事業者等が自ら提案が可能となる仕組みを構築し、公民連携が推進しやすい体制を整えます(図6、図7)。

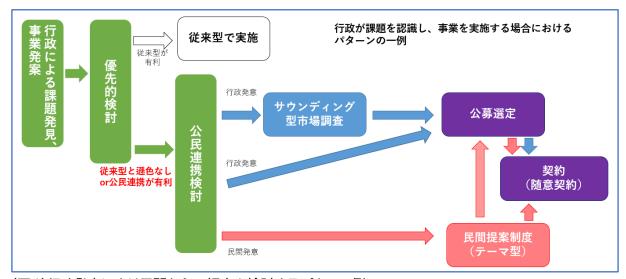
■サウンディング型市場調査

各種課題の解決に繋げるため、市が事業実施を検討する際に、市場の動向や活用アイデアについて、事業者等からの意見を聴取し、事業者等が参集しやすい公募条件の整理を行うことを基本とします。これにより、民間活力の活用を促進し、優れた公共サービスの創出を目指します。

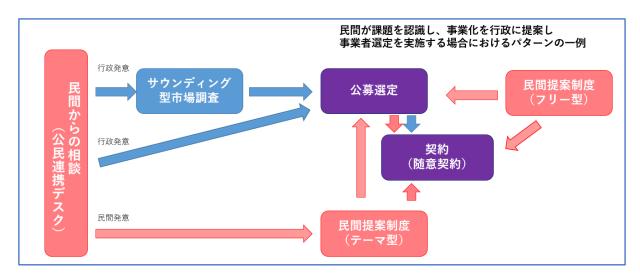
■民間提案制度

各種課題の解決に繋げるため、事業者等独自のアイデアやノウハウを活かした以下の提案を一元 的に受け付けます。これにより、対話を通じて優れた公共サービスの創出を目指すこととし、事業実 施後は、モニタリングによる評価等も行います。

- ○市が発信する課題に対する解決策の提案募集
- ○事業者等が認識する各種課題に対する解決策の提案募集
- ※民間提案制度についての詳細は、別途記述します。



(図6)行政発案により民間からの提案を検討するパターン例



(図7)民間発案により提案を検討するパターン例

泉南市公民連携推進に関する指針

発 行 令和7年3月

発行者 泉南市成長戦略室連携戦略課

〒590-0592

大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

電話 072-447-8816(直通)

Mail renkei@city.sennan.lg.jp